相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区御影石町二丁目三五三番地、最後の住所神戸市灘区一王山町二番二二―七〇一号グランドハイツ

被相続人　亡　新畑千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

神戸市中央区御幸通六丁目一番二〇号ＧＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ七階

神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区神田町一〇四番地の二、最後の住所神戸市兵庫区菊水町一〇丁目三九番地の一一

被相続人　亡　土居　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

神戸市中央区播磨町四九番地神戸旧居留地平和ビル二階弁護士法人あさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉村　弦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市忠海中町四丁目四九一五番地、最後の住所広島県三原市須波ハイツ四丁目一五番一号寿波苑

被相続人　亡　髙崎　正嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所広島県三原市港町三丁目二〇番一号

相続財産管理人　熊谷　祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市五三番地一、最後の住所愛媛県八幡浜市五三番地一

被相続人　亡　栗田　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

愛媛県喜多郡内子町平岡甲一一九九番地四

相続財産管理人　土居　克久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙一一〇六番地、最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙一〇四九番地　被相続人　亡　髙田　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

福岡市中央区舞鶴三丁目一一番一一号富士乙ル赤坂九階

相続財産管理人　司法書士　梅原　健

任意清算公告

当法人は、平成二十九年二月二十八日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月十三日

大阪市中央区難波四丁目一番一五号

司法書士法人あずさ法務事務所

清算人　髙橋　梓

債権申出の公告

当社は、平成二十七年六月十日付で破産終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年一月二十五日、東京地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第四八一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都世田谷区瀬田五丁目一番六号

株式会社ティー・ピー・アール・ジャイ

代表清算人　弁護士　難波　満

（戸籍上の氏名　佐伯　満）

連絡先　東京都千代田区神田神保町二丁目三番地一岩波書店アネックス七階

東京駿河台法律事務所

平成二十九年三月十三日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙一一〇六番地、最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙一〇四九番地　被相続人　亡　髙田　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

福岡市中央区舞鶴三丁目一一番一一号富士乙ル赤坂九階

相続財産管理人　司法書士　梅原　健

任意清算公告

当法人は、平成二十九年二月二十八日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月十三日

大阪市中央区難波四丁目一番一五号

司法書士法人あずさ法務事務所

清算人　髙橋　梓

債権申出の公告

当社は、平成二十七年六月十日付で破産終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年一月二十五日、東京地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第四八一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都世田谷区瀬田五丁目一番六号

株式会社ティー・ピー・アール・ジャイ

代表清算人　弁護士　難波　満

（戸籍上の氏名　佐伯　満）

連絡先　東京都千代田区神田神保町二丁目三番地一岩波書店アネックス七階

東京駿河台法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年３月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①楽天クーポン株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6426号　④楽天クーポン株式会社　東京都品川区東品川四丁目13番９号　代表取締役　大西芳明　⑤東京本社　東京都品川区東品川四丁目13番９号住友不動産品川シーサイドビル６階　⑥平成23年４月21日　⑧平成28年４月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区玉川一丁目14番１号　楽天クーポン株式会社　代表取締役　田中健一

Ｂ　①フルハシトラベル＆スポーツ株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1246号　④フルハシトラベル＆スポーツ株式会社　名古屋市西区栄生二丁目13番７号　代表取締役　古橋秀之　⑤本社営業所　名古屋市西区栄生二丁目13番７号　⑥平成20年２月27日　⑧平成25年２月26日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市西区栄生二丁目13番７号　フルハシトラベル＆スポーツ株式会社　代表取締役　古橋秀之

Ｂ　①Focus travel service　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1407号　④株式会社中日通商　愛知県春日井市追進町３丁目58番地　代表取締役　孫斌　⑤本社営業所　愛知県春日井市追進町３丁目58番地　⑥平成28年７月22日　⑧平成29年２月17日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県春日井市追進町３丁目58番地　株式会社中日通商　代表取締役　孫斌

Ｂ　①株式会社北港トラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1904号　④株式会社北港トラベル　大阪市北区天満４－15－８　代表取締役　黒田傑　⑤本社営業所　大阪市北区天満４－15－８　⑥平成10年１月５日　⑧平成29年２月９日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区天満４－15－８　株式会社北港トラベル　代表取締役　黒田傑